

茨城県報

第 6 4 8 1 号

昭和51年11月25日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●字区域の一部変更(4件)(地方課)	1
●青少年に有害な興行の指定(青少年課)	5
●医療機関の指定及び指定の辞退(保険予防課)	7
●雑魚さし網漁業の許可等の申請期間(漁政課)	7
●換地処分があつた旨の届出(4件)(農地管理課)	7
●土地改良事業の工事完了届出(3件)(")	8
●土地改良事業の認可(")	9
●土地配分計画の作成(2件)(")	9
●道路の区域変更(道路維持課)	10
●道路の供用開始(")	10
●河川区域の廃止による廃川敷地等(河川課)	10
●都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課)	11
●都市計画事業の認可(3件)(都市施設課, 下水道課)	11
●木材業者等の登録(県北地方総合事務所)	12

正 誤

●昭和51年10月12日付茨城県報第6468号中	13
●昭和51年10月16日付茨城県報号外(2)中	13

告 示

茨城県告示第1282号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、谷和原村内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同村長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により、昭和51年11月26日から効力を生ずるものである。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字福岡字御堂西脇 1581から1583まで、1584の1、1587の1、1588の1、1589、1590、1591の1、1592の1

大字台字西山 1455の内、1458の1の内、1460の1の内、1460の2の内、1461の内、1462、1463、1464の内、1465の内、1469の内、1471の内、1472の1の内、1473の内、1478の

4, 1479の4, 1481, 1482, 1485の1

" 字北山 1357の1, 1357の2, 1358の1, 1358の2, 1359の1, 1359の2, 1360の1, 1360の2, 1361の1, 1361の2, 1362の1, 1362の2, 1363の内, 1364の内, 1366の内, 1367, 1368の1, 1368の2, 1369の1, 1369の2, 1370の内, 1371の内, 1372の内, 1373の1の内, 1373の2, 1374の1の内, 1374の2, 1379の2の内

" 字浅間 1497, 1498, 1499の1, 1500の1, 1504の3, 1505の3, 1506の3
及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字福岡字堂浦に変更

大字福岡字御堂西脇 1585の1, 1586, 1587の2, 1588の2, 1594の1

" 字堂浦 1632から1635まで, 1636の2, 1638の2, 1639の2, 1640の1, 1641の2, 1642の2, 1643から1645まで, 1646の1, 1647, 1648の1, 1649の1, 1654の2, 1811の1の内, 1812の内, 1813の内, 1814の内, 1815, 1816の内, 1853の内, 1855の内, 1856から1868まで, 1868の口, 1869, 1870の内, 1871から1881まで

" 字御堂東脇 1621の2, 1627の2, 1628の1, 1629の1, 1630の1, 1631

大字台字鍋底台 1409の1の内, 1409の2

" 字北山道東 1405の内, 1407の1の内, 1407の2の内, 1408の内

大字福岡台入会地字弥陀 10の4, 14の2, 14の3

" 字御堂山 15の11

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字台字西山に変更

大字福岡字堂浦 1882の1, 1882の2, 乙1882

大字台字西山 1410の1の内, 1411, 1412, 1413の1の内, 1414の1の内, 1415の1の内, 1417の内, 1418, 1419の2の内, 1420の1の内, 1423の1, 1423の2

" 字宮ノ後 377から380まで, 381の1, 381の2, 382から388まで

" 字宅地付 375

" 字北山道東 1405の内, 1408の内

" 字小山道東 1397の内

" 字鍋底台 1409の1の内

大字福岡台入会地字鹿島 5の3から5の6まで

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字台字久保に変更

大字福岡字堂浦 1844の1の内, 1844の2の内, 1847の1の内, 1847の2, 1848の1の内, 1848の2, 1849の1の内, 1849の2

大字台字西山 1454の内, 1455の内, 1456の1の内, 1456の2の内, 1457の1, 1457の2, 1458の1の内, 1458の2, 1459の1, 1459の2, 1461の内, 1464の内

" 字鍋底台 1386の1の内, 1386の2, 1387の1, 1387の2, 1388の1, 1388の2, 1389の

1, 1389の2, 1390, 1391, 1392の内, 1393の内, 1394から1396まで

" 字久保 400の内, 401, 403から408まで

" 字清兵衛後 409, 411の内, 413の内, 414, 415の内, 417の内

" 字北山道東 1401の1, 1401の2, 1402の1, 1402の2, 1403, 1404, 1405の内, 1406の
1, 1406の2, 1407の1の内, 1407の2の内

" 字小山道東 1397の内, 1398, 1399, 1400の1, 1400の2

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字台字鍋底に変更

大字福岡字堂浦 1843の1の内, 1843の2, 1844の1の内, 1844の2の内

大字台字西山 1460の1の内, 1460の2の内

" 字鍋底台 1380の1, 1380の2, 1381, 1382, 1383の1, 1383の2, 1384, 1385の1, 1385
の2, 1386の1の内, 1392の内, 1393の内

" 字清兵衛後 411の内, $\frac{412}{416}$ 合併の1から $\frac{412}{416}$ 合併の3まで, 413の内, 415の内, 417の内

" 字小山道東 418から424まで

" 字鍋底 425の1, 1334から1340まで

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字台字北山に変更

茨城県告示第1283号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき石下町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、昭和51年11月26日から効力を生ずるものである。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字新石下字妙見 2745の2, 2746の1, 2747から2754まで, 2755の1, 2755の2, 2756, 2757

" 字宮浦 1563の1の内, 1564, 1574, 1575の内, 1583の内, 1584, 1585

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字新石下字駒離に変更

茨城県告示第1284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき大子町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、昭和51年11月26日から効力を生ずるものである。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字下金沢字兎田 $\begin{smallmatrix} 1895 \\ 1897 \end{smallmatrix}$ 合併, 1896, $\begin{smallmatrix} 1898 \\ 1899 \\ 1900 \end{smallmatrix}$ 合併

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字下金沢字兎田沢に変更

茨城県告示第1285号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき内原町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

この字区域の変更は, 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により, 昭和51年11月26日から効力を生ずるものである。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字小林字久保 870, 871の2, 879の1, 879の2, 880の1, 880の2, 881, 882, 1049, 1058

" 字行家 872から874まで, $\begin{smallmatrix} 875 \\ 876 \end{smallmatrix}$ 合併, 877, 878, 1059, 1060の2, 1061, 1062, 1063の3

" 字桑木添 853の2, 857の2, 860の2, 861の2, 863から865まで

" 字仲羅墓塔 817, 818の1から818の3まで, 819の1から819の3まで, 820から824まで, 825の1, 825の2, 826の1, 826の2, 827の1から827の3まで, 828の1, 831から833まで, 837の1, 837の2

" 字山ノ神 792, 793, 796から800まで, 836の2, 838の1, 838の2, 839から841まで, 848の2, 849の2, 850の2, 851の2, 852の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字小林字経塚に変更

大字小林字台 713の2

" 字宮窪 590から597まで, 599, 602

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字小林字大塚に変更

大字小林字富士前 396, 397の1, 398の2, 609

" 字東前 399の1, 400の1, 401の1

" 字弁天 402の1の内, 407の内

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字小林字蔵地前に変更

大字小林字弁天 402の1の内, 404から406まで, 407の内, 415から419まで, 420の1, 421から423まで

" 字富士前 411から414まで

" 字雷前 425から446まで

" 字介川 490の2, 491から493まで, 495から497まで, 499

" 字池塙 500, 501, 502の1, 502の2, 503から505まで, 507, 509から511まで, 512の内, 513の内, 514の内, 515から520まで, 521の1, 521の2, 557, 1183の内, 1184の内

- " 字荒地脇 583の2
- " 字坪ノ内 534から542まで, 543の1, 543の2, 544の1, 544の2, 545の1から545の5
まで, 546の1, 546の2, 547の1, 547の2, 548の1, 548の2, 549の1, 549
の2, 550, 554の1, 555, 556の2
- 及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字小林字根崎に変更
- 大字小林字原氏神 1174の2, 1199の81
- " 字宮脇 1178, 1179, 1179の1
- 及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字小林字池崎に変更
- 大字小林字達中前 672の2, 673, 674の1, 675, 676の1, 677の1, 678の1, 679から682ま
で, 683の2
- " 字上の内 904の2
- " 字新屋 905の1, 906, 907の1, 907の2, 908, 909の1, 913から916まで, 930, 931
- " 字清水頭 917, 918, 918の1, 920の1, 921から925まで, 927の1, 928の1, 928の
2, 929
- " 字三王塚 962から964まで, 972, 973の2, 974, 976, 977
- " 字唐の内 965から971まで
- 及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字小林字野際に変更

茨城県告示第1286号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条第1項の規定により,
青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和51年11月25日

				茨城県知事	竹	内	藤	男
指定番号	種 類	題 名	製 作 者 名	配 給 者 名				
410	映 画	愛 の コ リ ー ダ	仏, アルゴスフ イルム 日, 大島渚プロ	東 和				
411	"	銭メス, 種ウマ 化かし合い	ユニバースプロ	東 映 ビ デ オ				
412	"	セーラー服性の讃歌	大 蔵 映 画	同 左				
413	"	発 情	プ ロ 鷹	日 活				
414	"	暴 行 !	日 活	"				
415	"	日活ニユース <暴 行 !>	"	"				
416	"	センセーション・淫溺	米, L. ブラウン プロ	富 士 映 画				
417	"	やくざ残酷秘録 片 腕 切 断	安 藤 企 画	東 映				

418	"	セミドキュメント 悶絶キヤバレー	ワタナベプロ	日	活
419	"	新妻の性秘密	ワールド映画	同	左
420	"	姦通記くずし	"	"	"
421	"	日本淫乱史	ユニバースプロ	東	映
422	"	蛇と女奴隷	"	"	"
423	"	幼な妻絶叫!!	日 活	同	左
424	"	日活ニュース 〈幼な妻絶叫!!〉	"	"	"
425	"	ニューヨーク絶淫SEX デープINスペシャル	米, ケマルプロ	富 士 映 画	
426	"	性感不毛地帯	大 蔵 映 画	同	左
427	"	脱がされた制服	東 活 プ ロ	"	"
428	"	痴 漢 戯	"	"	"
429	"	暴行の性感	"	"	"
430	"	東京秘密ホテル けものの戯れ	日 活	"	"
431	"	日活ニュース 〈東京秘密ホテル けものの戯れ〉	"	"	"
432	"	トラックSEX野郎 街道売 春	国 映	"	"
433	"	日活ニュース 〈女高生(性)白書 肉体収容所〉	日 活	"	"
434	"	トルコ天国 日本大縦断	山 本 プ ロ	新 東 宝 興 業	
435	"	金髪肉体秘書	日 本 シ ネ マ	同	左
436	"	痴 漢 電 話 魔	大 東 映 画	"	"
437	"	アメリカポルノ の け ぞ り 第一部 発 情 妻 第二部 浮 気 妻	米, ロジャー& ウィリアムプロ	ジヨイパックス イルム	
438	"	配膳クラブ情報 売 春 待 合 室	コーホーファイル ム	同	左
439	"	残酷処女拷問	西 原 プ ロ	"	"
440	"	色情妻 肉 の 誘 惑	日 活	"	"
441	"	日活ニュース 〈色情妻 肉 の 誘 惑〉	"	"	"
442	"	処 女 盗 人	ユ ニ バ ー ス	東	映
443	"	女 秘 書 果肉のしたたり	日 活	同	左
444	"	日活ニュース 〈女 秘 書 果肉のしたたり〉	"	"	"

445	"	猥色ポルノスタジオ	米, ダンプロ	東映洋画
446	"	ドキュメントポルノ 悪徳医堕胎	ワタナベプロ	日 活
447	"	女高生(性)白書 肉体収容所	日 活	"

茨城県告示第1287号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
落 合 病 院	真壁郡協和町大字小栗5616—1	51. 11. 1

(辞 退)

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
落 合 医 院	真壁郡協和町大字小栗5616—1	51. 10. 31

茨城県告示第1288号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(昭和43年茨城県規則第49号)第8条第3項の規定に基づき、さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(地方名称掛網漁業)の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので同項の規定により公示する。

昭和51年11月25日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 久 保 雄 一

昭和51年11月29日から昭和51年12月4日まで

茨城県告示第1289号

昭和51年10月18日付農管指令第474号をもつて認可した駒離地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1290号

昭和51年9月22日付農管指令第143号をもつて認可した兎田沢地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1291号

昭和51年9月22日付農管指令第411号をもつて認可した堂浦地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1292号

昭和51年10月18日付農管指令第473号をもつて認可した小林地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1293号

昭和48年5月15日付農管指令第128号をもつて認可のあつた、養蚕北部地区土地改良事業については、昭和51年3月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第2項の規定により公示する。

昭和51年11月25日

茨城県下館土地改良事務所長 安 達 敏 三

茨城県告示第1294号

昭和47年5月22日付農管指令第136号をもつて認可のあつた、養蚕南部地区土地改良事業については、昭和51年3月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第2項の規定により公示する。

昭和51年11月25日

茨城県下館土地改良事務所長 安 達 敏 三

茨城県告示第1295号

昭和43年12月17日付で計画の確定のあつた県営辰の口、金砂郷地区土地改良事業については、昭和51年3月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1296号

昭和51年8月17日付で生子菅土地改良区から申請のあつた生子菅地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和51年11月18日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1297号

農地法第62条第2項の規定に基づいて土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

地区名	所在地	入 植 者		増 反 者		備 考
		予定売 渡口数	予定売 渡面積	予定売 渡口数	予定売 渡面積	
山 根	水戸市成沢町	—	—	1 口	2.158 ^{m²}	新 規

茨城県告示第1298号

農地法第62条第2項の規定に基づいて土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

地区名	所在地	入 植 者		増 反 者		備 考
		予定売 渡口数	予定売 渡面積	予定売 渡口数	予定売 渡面積	
半 の 木	石岡市大字石岡字栄松			14	7,879 ^{m²}	農 地
				1	629.50	宅 地

茨城県告示第1299号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和51年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 藤代板戸井岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町大字野木崎 字坂下堤外2237番地先から	旧	メートル 最大 18.00	メートル 311.00	
		最小 7.50		
北相馬郡守谷町大字大木字 小水門933番地の3号地先まで	新	最大 35.00	300.00	
		最小 8.50		

茨城県告示第1300号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和51年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道藤代板戸井岩井線
- 2 供用開始の区間
北相馬郡守谷町大字野木崎字坂下堤外2237番地先から
北相馬郡守谷町大字大木字小水門933番地の3号地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和51年11月25日

茨城県告示第1301号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、茨城県土木部河川課及び茨城県土浦土木事務所において閲覧に供する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 河 川 の 名 称

利根川水系一級河川桜川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和51年11月25日

3 廃川敷地等の位置

新治郡新治村大字藤沢新田字精進場471番の20地先から同字471番の33地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土 地 2,729.32㎡

茨城県告示第1302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により鉾田都市計画道路（3.4.1号新鉾田駅前線外3路線）を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

茨城県告示第1303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により鹿島臨海都市計画道路（3.3.11号谷原平井線）を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

茨城県告示第1304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施 行 者 の 名 称 水 戸 市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画公園事業

3 事 業 施 行 期 間 昭和51年11月25日から昭和52年3月31日まで

4 事 業 地 水戸市文京町

茨城県告示第1305号

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水 戸 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画下水道事業第 8 号都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和51年11月25日から昭和56年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
水戸市堀町字新田, 字大谷原
 - (2) 使用の部分
水戸市堀町字新田, 字遠下

茨城県告示第1306号

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和51年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水 戸 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画下水道事業第 9 号都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和51年11月25日から昭和56年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
水戸市河和田町字関場河和田 1 丁目
 - (2) 使用の部分
水戸市河和田町 1 丁目

茨城県告示第1307号

茨城県木材業者等登録条例第 5 条第 1 項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和51年11月25日

茨城県県北地方総合事務所長 橋 本 章

第1種業者登録

登 録 番 号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所 在 地	名 称		
北総合 第316号	昭和 51.11.12	西茨城郡七会 村塩子 3506—1	阿久津順一	阿久津順一 木 材 店	住所に同じ 水戸市袴塚 1—4—21	商号に同じ 阿久津建設 株式会社	その他 (建設業)	

正 誤

昭和51年10月12日付茨城県報第6468号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から6	……様式第1号とする。	…様式第1号の2とする。
4	下から13	…「様式第4の号1」を…	…「様式第4号の1」を…

昭和51年10月16日付茨城県報号外(2)中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から9	……乙789	……乙787
3	上から1	……神栖町国末567—1	……鹿島町国末576—1

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は、昭和51年4月1日から送料とも1ヵ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 1,000 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所